

令和6年4月1日から BSE検査対象が変わります

ポイント

- 1 96か月齢以上の
一般的な死亡牛の検査が**廃止**
- 2 月齢に関係なく下記の牛が対象
 - ① BSEを疑う症状のあった死亡牛
 - ② 起立不能等であった死亡牛
- 3 ①②のうち、検査が必要となる牛を、**獣医師が判断**

お願い

- 死亡牛の検案時には、
裏面のフローチャートにより
BSE検査の要否を判断してください。
 - BSE検査対象牛に、目印を付け、
速やかに家保へ届出をしてください。
- ※「獣医師の皆様へ（別紙）」をご確認ください。

詳しくはこちら
宮城県家畜防疫対策室ホームページ
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/boueki/bse.html>



ご不明な点がございましたら、最寄りの家畜保健衛生所までお問い合わせください。

大河原家畜保健衛生所 電話0224-53-3538
仙台家畜保健衛生所 電話022-257-0921

北部家畜保健衛生所 電話0229-91-0730
東部家畜保健衛生所 電話0220-22-2395